2026年10月

発行登録追補書類に記載の事項

トヨタ モーター ファイナンス（ネザーランズ）ビーブイ 2031年10月満期 米ドル建社債

トヨタ モーター ファイナンス（ネザーランズ）ビーブイ 2031年10月満期 豪ドル建社債

トヨタ モーター ファイナンス（ネザーランズ）ビーブイ 2031年10月満期 ニュージーランドドル建社債

本書及び本社債に関する2026年10月付発行登録目論見書をもって本社債の発行登録追補目論見書としますので、これらの内容を合わせてご覧下さい。ただし、本書では2026年10月15日付発行登録追補書類のうち、同発行登録目論見書に既に記載されたものについては一部を省略しています。

【発行登録追補書類番号】　７－外１－２

【提出日】　2026 年 10 月 15 日

【今回の売出金額】

トヨタ モーター ファイナンス（ネザーランズ）ビーブイ
2031 年 10 月満期 米ドル建社債
７億 3,651 万 8,000 米ドル（円貨相当額 1,167 億 864 万 2,280 円）

トヨタ モーター ファイナンス（ネザーランズ）ビーブイ
2031 年 10 月満期 豪ドル建社債
４億 1,616 万 3,000 豪ドル（円貨相当額 460 億 9,005 万 2,250 円）

トヨタ モーター ファイナンス（ネザーランズ）ビーブイ
2031 年 10 月満期 ニュージーランドドル建社債
9,980 万 8,000 ニュージーランドドル（円貨相当額 88 億 8,989 万 8,560 円）

（株式会社三菱ＵＦＪ銀行が発表した 2026 年 10 月 14 日現在の東京外国為替市場における対顧客電信直物売買相場の仲値１米ドル＝158.46 円、１豪ドル＝110.75 円及び１ニュージーランドドル＝89.07 円の換算レートで換算している。）

【これまでの売出実績】
（発行予定額を記載した場合）

番号	提出年月日	売出金額	減額による訂正年月日	減額金額
７－外１－１	2026 年８月 21 日	908 億 1,113 万 2,000 円	該当事項なし	該当事項なし
実績合計額		908 億 1,113 万 2,000 円	減額総額	０円

【残額】
（発行予定額－実績合計額－減額総額）　4,091 億 8,886 万 8,000 円

（発行残高の上限を記載した場合）　該当事項なし

【残高】　該当事項なし
（発行残高の上限－実績合計額＋償還総額－減額総額）

【安定操作に関する事項】　該当事項なし

【縦覧に供する場所】　該当事項なし

第一部 【証券情報】

＜トヨタ モーター ファイナンス（ネザーランズ）ビーブイ 2031年10月満期 米ドル建社債、
トヨタ モーター ファイナンス（ネザーランズ）ビーブイ 2031年10月満期 豪ドル建社債及び
トヨタ モーター ファイナンス（ネザーランズ）ビーブイ 2031年10月満期 ニュージーランドドル建社債に関する情報＞

第２ 【売出要項】

１ 【売出有価証券】
【売出社債（短期社債を除く。）】

米ドル建社債

売出券面額の総額又は売出振替社債の総額	７億3,651万8,000米ドル
売出価額の総額	７億3,651万8,000米ドル
利率	年率5.18％

豪ドル建社債

売出券面額の総額又は売出振替社債の総額	４億1,616万3,000豪ドル
売出価額の総額	４億1,616万3,000豪ドル
利率	年率5.44％

ニュージーランドドル建社債

売出券面額の総額又は売出振替社債の総額	9,980万8,000ニュージーランドドル
売出価額の総額	9,980万8,000ニュージーランドドル
利率	年率4.73％

２ 【売出しの条件】

社債の概要

１ 利息

米ドル建社債

(a) 各本社債の利息は、上記利率で、2026年10月28日（当日を含む。）から2031年10月15日（当日を含まない。）までこれを付し、毎年４月15日及び10月15日（以下、それぞれを「利払日」という。）に半年分を後払いする。各利払日に支払われる利息は、額面金額1,000米ドルの各本社債につき25.90米ドルである。ただし、最初の利息の支払は、2027年４月15日に、2026年10月28日（当日を含む。）から2027年４月15日（当日を含まない。）までの期間について行われるものとし、その金額は額面金額1,000米ドルの各本社債につき24.03米ドルとする。

豪ドル建社債

(a) 各本社債の利息は、上記利率で、2026年10月28日（当日を含む。）から2031年10月15日（当日を含まない。）までこれを付し、毎年４月15日及び10月15日（以下、それぞれを「利払日」という。）に半年分を後払いする。各利払日に支払われる利息は、額面金額1,000豪ドルの各本社債につき27.20豪ドルである。ただし、最初の利息の支払は、2027年４月15日に、2026年10月28日（当日を含む。）から2027年４月15日（当日を含まない。）までの期間について行われるものとし、その金額は額面金額1,000豪ドルの各本社債につき25.24豪ドルとする。

ニュージーランドドル建社債

(a) 各本社債の利息は、上記利率で、2026年10月28日（当日を含む。）から2031年10月15日（当日を含まない。）までこれを付し、毎年４月15日及び10月15日（以下、それぞれを「利払日」という。）に半年分を後払いする。各利払日に支払われる利息は、額面金額1,000ニュージーランドドルの各本社債につき23.65ニュージーランドドルである。ただし、最初の利息の支払は、2027年４月15日に、2026年10月28日（当日を含む。）から2027年４月15日（当日を含まない。）までの期間について行われるものとし、その金額は額面金額1,000ニュージーランドドルの各本社債につき21.94ニュージーランドドルとする。

第３ 【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項なし

第二部 【公開買付けに関する情報】

該当事項なし

第三部 【参照情報】

第１ 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等法第５条第１項第２号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

１ 【有価証券報告書及びその添付書類】
事業年度（2026年３月期） 自 2025年４月１日 至 2026年３月31日
2026年７月27日、関東財務局長に提出

２ 【半期報告書】
該当事項なし

３ 【臨時報告書】
該当事項なし

４ 【外国会社報告書及びその補足書類】
該当事項なし

５ 【外国会社半期報告書及びその補足書類】
該当事項なし

６ 【外国会社臨時報告書】
該当事項なし

７ 【訂正報告書】
該当事項なし

第２ 【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書の「事業等のリスク」に記載された事項について、当該有価証券報告書の提出日以後、本発行登録追補書類提出日（2026年10月15日）までの間において重大な変更は生じておらず、また、追加で記載すべき事項も生じていない。

また、当該有価証券報告書には将来に関する事項が記載されているが、本発行登録追補書類提出日現在、当該事項に係るTMFの判断に変更はない。

以 上